

第9回 新綱島駅周辺地区 土地区画整理審議会

日時：令和4年8月4日（木）午後1時30分から

場所：綱島駅東口周辺開発事務所 4階会議室

《会議次第》

- 1 開会

- 2 定足数の確認

- 3 議事録署名人の選出

- 4 報告事項《非公開》
仮換地指定の軽微な変更について

- 5 報告事項《公開》
 - (1) 事業計画変更について
 - (2) 審議会委員の選挙について
 - (3) 今後の予定について

- 6 その他、連絡事項

- 7 閉会



横浜国際港都建設事業
新綱島駅周辺地区土地区画整理事業

第9回土地区画整理審議会

令和4年8月4日
横浜市



本日の内容【報告事項】

■報告事項

- 1 仮換地指定の軽微な変更について
- 2 事業計画変更について
- 3 審議会委員の選挙について
- 4 今後の予定について



1 仮換地指定の軽微な変更について

<軽微な変更の取扱いとは？>

(本来)

仮換地指定後に仮換地を変更する場合
その都度審議会にて諮る必要がある。

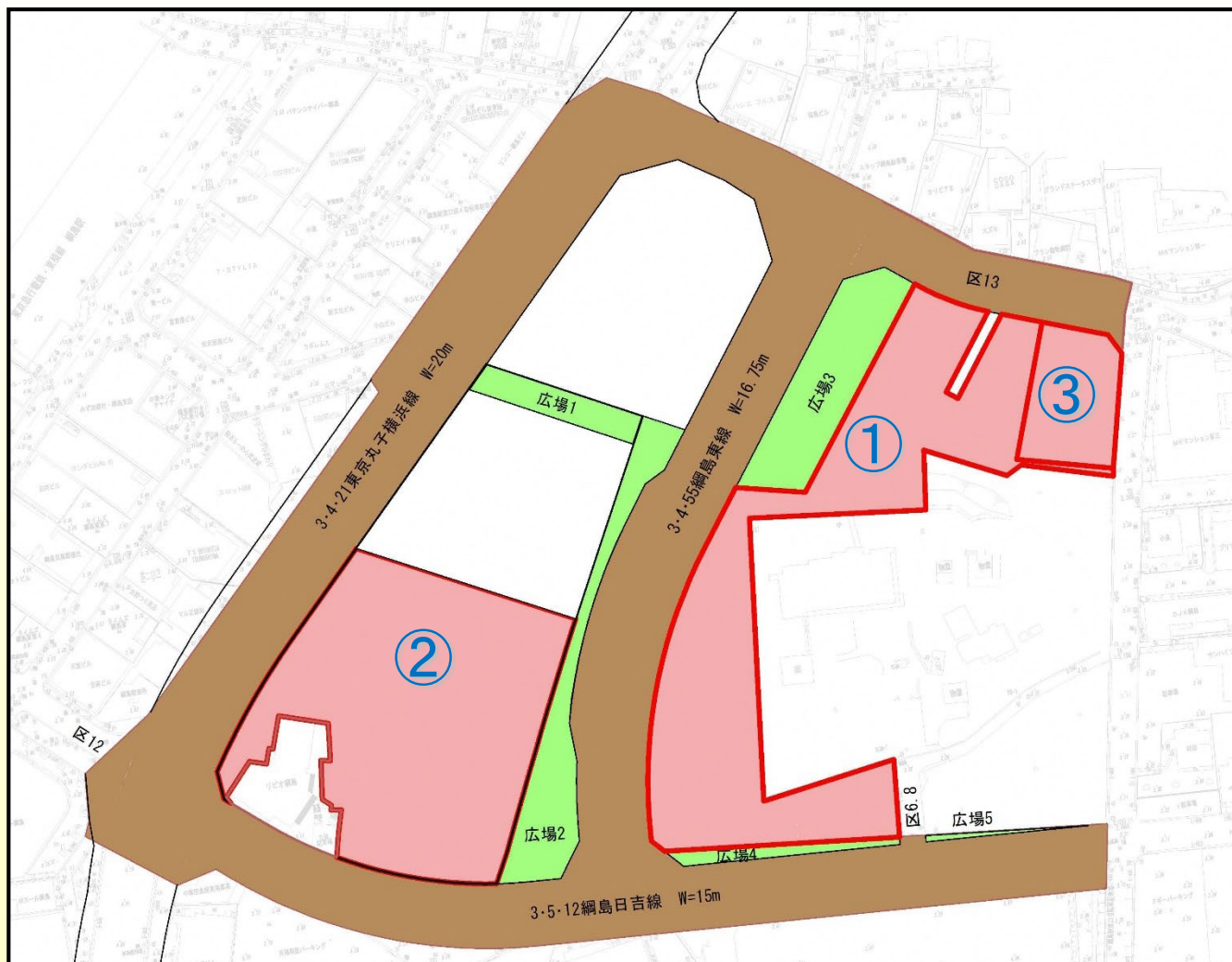


換地の実質を変更しない軽微な変更

手続きを省略し、**施行者限りで処理**する。

1 仮換地指定の軽微な変更について

○今回仮換地の変更指定を行った箇所





1 仮換地指定の軽微な変更について

仮換地指定の軽微な変更の内容について

お手元の資料をご覧ください。



2 事業計画変更について（令和4年度）

○事業計画変更の内容

1. 都市計画決定の変更に伴う広場3及び広場4の変更
 - ・ 新綱島駅自転車駐車場位置の変更に伴う広場3の形状変更
 - ・ 広場3の形状の変更により4街区の宅地面積が変わらないよう、広場4の面積を調整
2. 事業進捗状況を考慮した事業施行期間の延伸
 - 現計画：令和6年3月31日
 - 変更：令和9年3月31日

2 事業計画変更について（広場の変更）

○広場3及び広場4の変更前後図

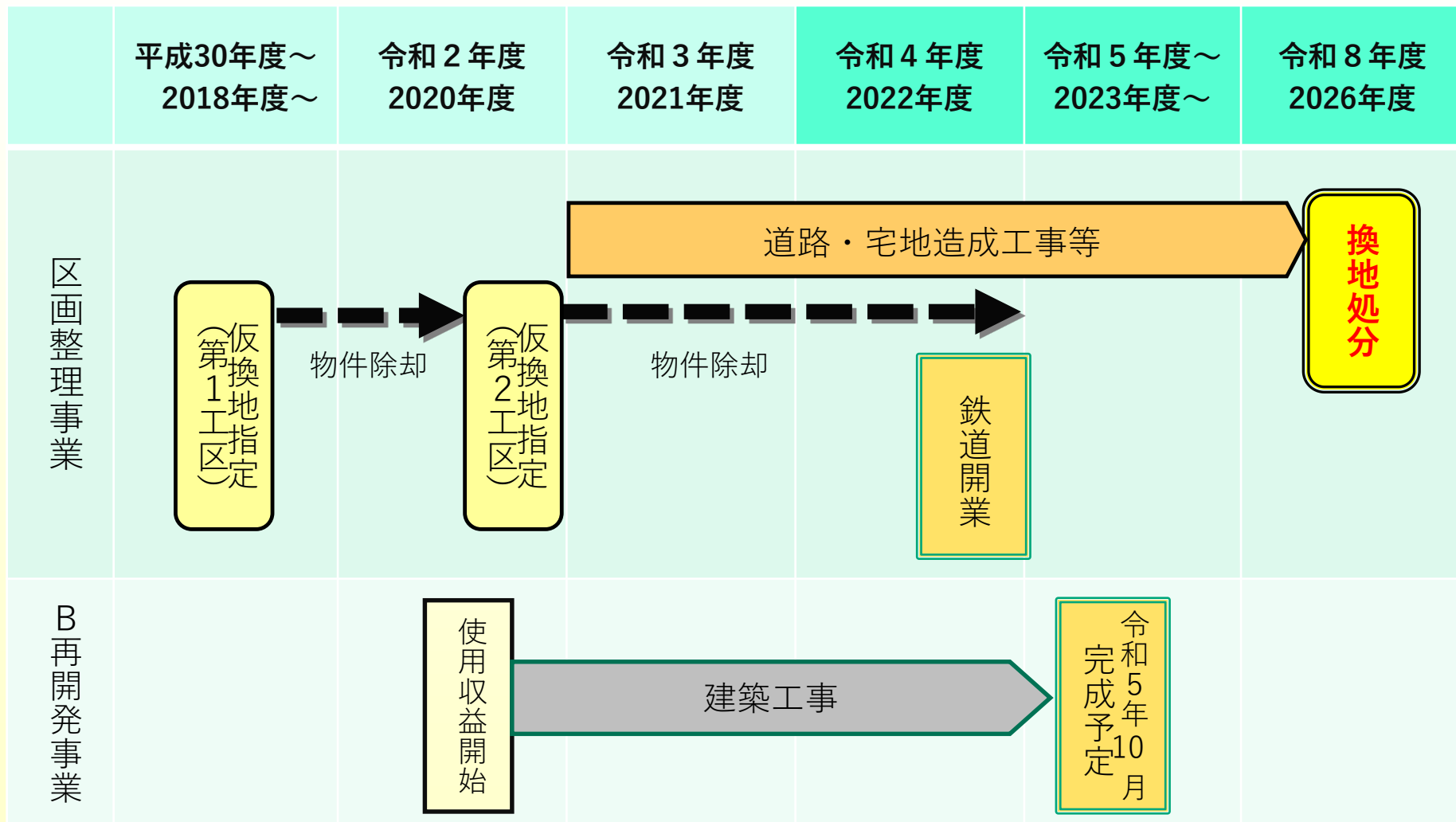
【変更前】



【変更後】



2 事業計画変更について（施行期間）



3 審議会委員の選挙について

○任期満了に伴う審議会委員の選挙の実施

【土地区画整理法第58条第6項】

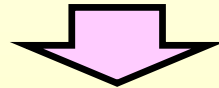
(委員)

委員の任期は、5年をこえない範囲内において**施行規程**で定める。
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【施行条例第9条】

(委員の任期)

委員の任期は、**5年**とする。(平成29年8月25日当選決定)



任期満了に伴う**審議会委員の選挙**を行う。

3 審議会委員の選挙について

○任期満了に伴う審議会委員選挙のスケジュール

予定年月	項目	備考
令和4年 8月上旬	選挙期日と 選挙人名簿縦覧の公告	
8月中旬	選挙人名簿作成基準日	
9月上旬	選挙人名簿縦覧期間	2週間
10月中旬	選挙人名簿の確定及び 選挙すべき委員の数の公告	
10月中旬	立候補届と 立候補推薦届の提出期間	10日間
10月下旬	候補者の氏名及び住所の公告	
11月上旬	選挙期日	立候補者が定数を超えない場合 選挙を行いません。
11月上旬	当選人決定の公告	立候補者が定数を超えない場合。

3 審議会委員の選挙について

○任期満了に伴う審議会委員選挙のながれ

【施行条例第13条】

(委員の補欠選挙)

宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員が、それぞれの定数の3分の1を超えるに至った場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

所有権者委員の定数・・・8名

借地権者委員の定数・・・0名(借地権者0名)

立候補者数5名以下の場合には**補欠選挙**を行う。

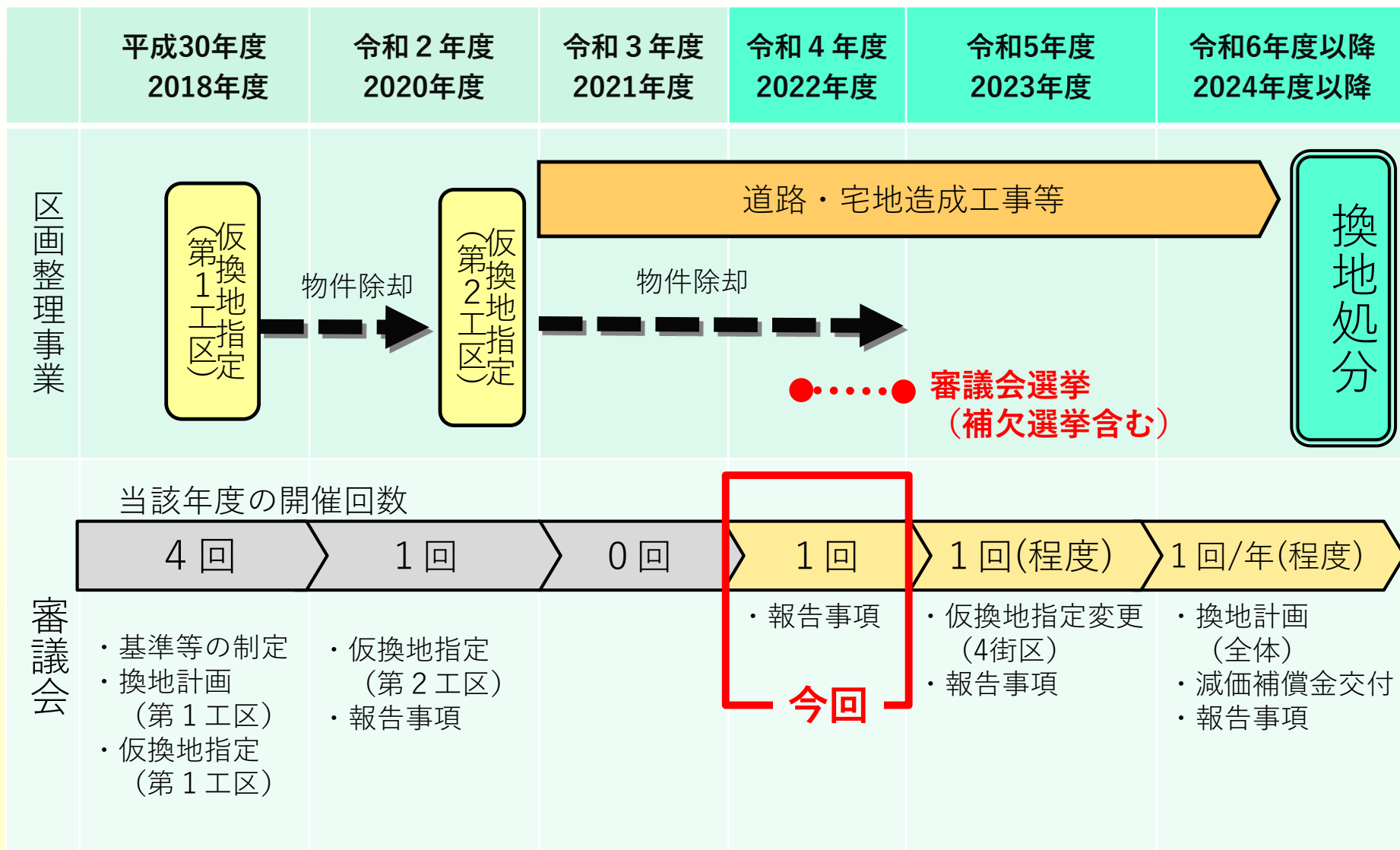
補欠選挙実施後においても、欠員が生じる場合は、当該立候補者数を審議会委員として審議会を運営する。

3 審議会委員の選挙について

○立候補者が定数に満たない場合の**補欠選挙**のスケジュール

予定年月	項目	備考
令和4年 12月下旬	選挙期日と 選挙人名簿縦覧の公告	
令和5年 1月中旬	選挙人名簿作成基準日	
1月下旬	選挙人名簿縦覧期間	2週間
3月上旬	選挙人名簿の確定及び 選挙すべき委員の数の公告	
3月上旬	立候補届と 立候補推薦届の提出期間	10日間
3月中旬	候補者の氏名及び住所の公告	
3月下旬	選挙期日	立候補者が定数を超えない場合 選挙を行いません。
3月下旬	当選人決定の公告	立候補者がいない場合は『当選人 がない旨の公告』を行う。

4 今後の予定について（土地区画整理審議会）



※令和5年度以降は、開催回数、内容等の変更の可能性があります。

綱 審 第 1 号

令和3年3月25日

横浜国際港都建設事業

新綱島駅周辺地区土地区画整理事業

施行者 横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 様

横浜国際港都建設事業

新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会

会長 池谷 聡



第2工区における仮換地指定について（回答）

第8回新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会の諮問事項「仮換地指定について（令和3年3月25日 都綱第1027号）」について、異議ありません。

都市推第 271 号

平成 30 年 6 月 21 日

横浜国際港都建設事業

新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会

会長 池谷 聡 様

横浜国際港都建設事業

新綱島駅周辺地区土地区画整理事業

施行者 横浜市

代表者 横浜市長 林 文子



仮換地指定の軽微な変更について（依頼）

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業において、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 3 項の規定により貴会に諮問した仮換地の指定案を変更して指定する場合又は同法第 98 条第 5 項若しくは第 6 項の規定により通知した仮換地の指定を変更する場合において、次の事項については、土地区画整理事業施行者限りで処理することとし、変更後に審議会にて変更内容を報告することとしたいので、貴会の同意を求めます。

- 1 従前の宅地の地番、地目又は地積の変更によるもので、換地の実質を変更しないもの
- 2 従前の宅地の分筆又は合併によるもので、換地の実質を変更しないもの
- 3 新たな借地権等の登記又は申告によるもので、その借地権等の存する宅地又はその部分が一筆の全部又は地主自用地の全部であり、換地の実質を変更しないもの
- 4 借地権の消滅によるもの
- 5 関係権利者から提出された換地変更願による換地変更で、その内容が願出どおりのものであり、かつ、その変更の範囲が極めて小範囲であって他の換地に影響を及ぼさないもの
- 6 仮換地調書、仮換地図及び仮換地指定通知等の明らかな記載の誤りを訂正するもの

以上